

## 施設現況

- 保険医療／保険薬局「南医・第1119」コード番号0711199(H26.4.1)
- 災害拠点病院(H26.4.1)
- 第2種感染症指定病院(H26.4.1)
- 救急指定病院(H26.4.1)
- 山梨県肝炎治療助成事業指定医療機関(H26.4.1)
- 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関(H26.4.1)
- 労災保険指定医療機関(H26.4.1)
- 結核予防法指定病院(H26.4.1)
- 生活保護法指定病院(H26.4.1)
- 峡南地域夜間救急輪番指定
- へき地医療拠点病院(R7.4.1)

## 施設基準等届出事項

- 急性期一般入院基本料
- 地域包括ケア入院医療管理料
- 入院時食事療養Ⅰ・生活療養Ⅰ(特別食加算、食堂加算含む)
- 酸素単価
- 急性期看護補助体制加算
- 看護補助体制充実加算(急性期看護補助体制加算 告示注4)
- 医師事務作業補助体制加算
- 感染対策向上加算 ○医療安全対策加算
- 連携強化加算(感染対策向上加算 告示注3)
- サーベイランス強化加算(感染対策向上加算 告示注4)
- 地域・支援医薬品供給対応体制加算
- バイオ後継品使用体制加算
- 診療録管理体制加算 ○データ提出加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料 ○入院ベースアップ評価料
- 看護職員処遇改善評価料 ○入退院支援加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ○療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算 ○薬剤管理指導料
- がん疼痛緩和指導管理料 ○病棟薬剤業務実加算
- がん治療連携指導料 ○救急医療管理加算
- 救急外来医学管理料
- ニコチン依存症管理料
- 外来腫瘍化学療法診療料
- 小児食物アレルギー負荷検査 ○救急患者連携搬送料
- CT撮影(16列以上64列未満)及びMRI撮影(1.5テスラ) ○検体検査管理加算
- 遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料 告示注2) ○時間内歩行試験
- 遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 告示注3) ○BRCA1/2遺伝子検査(血液)
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 告示注2) ○運動器リハビリテーション料(初期加算含む)
- 運動器リハビリテーション料(初期加算含む)
- 呼吸器リハビリテーション料(初期加算含む)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(初期加算含む)
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ○椎間板内酸素注入療法
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2
- 医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術
- 輸血管理料 ○無菌製剤処理料
- 輸血適正使用加算(輸血管理料 告示注2)
- 二次性骨折予防継続管理料
- 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法

## 一般入院基本料に係る事項

一般病棟入院基本料に係る事項として以下の項目が実施されております。

- 入院診療計画……医師、看護師の共同により総合的に策定された診療計画が実施されております。
- 院内感染防止対策……メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止する十分な設備と体制が整備されております。
- 医療安全管理体制……医療安全管理体制が整備されております。
- 褥瘡対策……褥瘡対策につき十分な体制が整備されております。
- 栄養管理体制……栄養管理につき十分な体制が整備されております。
- 意思決定支援……適切な意思決定支援に関する指針を定めております。
- 身体的拘束最小化……身体的拘束の最小化を行う十分な体制が整備されております。

## 入院時食事療養費に係る事項

- 管理栄養士による適温給食(保温・保冷)選択メニューの実施、また患者様の年齢、症状によつての適切な栄養量及び内容の特別に管理された食事の提供を行っております。
- 食事療養に伴う衛生は、医療法及び医療法施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準以上のものです。
- 原則として、食事時間は下記のとおりです。  
・朝食 …… 午前 8時00分頃      ・昼食 …… 午後12時00分頃      ・夕食 …… 午後 6時00分以降

## 入院費算出に係る事項

- 当院の入院医療費は、健康保険法の規定により療養費用を算出し、基本的に出来高方式(投薬、注射、処置、手術、検査、リハビリ等の内容に応じて厚生労働省にて定められた診療点数を基に医療費を算出する方式)で算出いたします。
  - \* 自費入院(保険資格無効等の場合を含む)の場合は、当院の規程による算出方法にてお支払いいただきます。
  - \* 患者様又はご家族等の判断により当院入院中に他の医療機関を受診される場合には、健康保険等も使用できませんので他の医療機関に対して自費にてお支払い下さい。(歯科のみ健康保険使用可能です。)
- なお、当院医師の判断により他の医療機関を受診される場合は、当院にて診療費負担となりますので、所定の当院書類を他の医療機関へご提出いただいた上で受診して下さい。(ご不明な点は担当看護師にご相談下さい。)